

健康診断

第38条

事業者は、高圧室内業務または潜水業務(以下「高気圧業務」という。)に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務について後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 1 既往歴及び高気圧業務の調査
 - 2 間接、腰若しくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無の検査
 - 3 四肢の運動機能の検査
 - 4 鼓膜及び聴力の検査
 - 5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査
 - 6 肺活量の測定
- ② 事業者は、前項の健康診断の結果、医師が必要と認めた者については、次の項目について、医師による健康診断を追加して行わなければならない。
- 1 作業条件調査
 - 2 肺活量機能検査
 - 3 心電図検査
 - 4 関節部のエックス線直接撮影による検査

本状は高気圧業務(高圧室内業務および潜水業務)に常時従事する労働者に対し、雇入れ時、配置換えの際、および6ヶ月以内ごとの定期に特別の健康診断を行うべきことが規定されたものである。

健康診断の結果

第39条

事業者は、前条の健康診断(法第66条第5項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「高気圧業務健康診断」という。)の結果に基づき、高気圧業務健康診断個人票(様式第1号)を作成し、これを5年間保存しなければならない。

第39条の2

高気圧業務健康診断の結果に基づく法第66条の2の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 1 高気圧業務健康診断が行われた日(法第66条第5項ただし書の場合にあっては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から3月以内に行うこと。
- 2 聽取した医師の意見を高気圧業務健康診断個人票に記載すること。

第40条

事業者は、第38条の健康診断(定期によるものに限る。)をおこなったときは、遅滞なく、高気圧業務健康診断結果報告書(様式第2号)を当該者業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。